

改正案	現行
<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第二十条 入学の許可を受けた者は、知事が指定する日までに、住民票の写し及び二人の保証人と連署した誓約書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、<u>成年者</u>であつて、そのうち少なくとも一人は、<u>独立の生計を営むもの</u>でなければならない。</p> <p>3 学生は、第一項の保証人がその住所、<u>氏名又は電話番号</u>を変更したときは、保証人住所等変更届(様式第五号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第二十条 入学の許可を受けた者は、知事が指定する日までに、住民票、<u>及び</u>二人の保証人と連署した誓約書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、<u>独立の生計を営む成年者</u>でなければならない。</p> <p>3 学生は、第一項の保証人がその住所又は<u>氏名</u>を変更したときは、保証人住所等変更届(様式第五号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>